

○河北郡市広域事務組合職員定数条例

制定 平成16年3月1日 条例第6号
改正 平成19年3月1日 条例第5号
令和元年11月1日 条例第2号

第1条 この条例で職員とは、常時勤務する地方公務員（理事長、理事及び臨時の職員（臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。）を除く。以下「職員」という。）をいう。

第2条 職員の定数は、次のとおりとする。

職員数 49名

（定数外の職員）

第3条 次に掲げる職員は、第2条に規定する職員の定数外とすることができる。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項又は第55条の2第5項の規定による休職職員
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項（同法第292条において準用する場合を含む。）の規定による派遣職員
- (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業している職員

附 則

この条例は、平成16年3月1日から施行する。

附 則（平成19年3月1日条例第5号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月1日条例第2号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。